# 「航空法施行規則第 236 条の 82 第１項第２号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」の制定（案）に関する意見募集の結果について

令 和 ８ 年 ３ 月
国 土 交 通 省 航 空 局
安全部無人航空機安全課

国土交通省では、令和7年 10 月 24 日から令和7年 11 月 24 日までの期間において、「航空法施行規則第 236 条の 82 第１項第２号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」の制定（案）に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、計 42 件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

１. 意見数

提出意見数：42 件（うち本意見募集の対象となる事項に関する意見：24 件）

２. お問い合わせ先

国土交通省航空局無人航空機安全課 意見募集担当